



中小企業の支援策強化、男性の育休取得促進へ!

みやけ府議 大阪府議会商工労働常任委員会で質問

三宅府議は10月18日、所属の商工労働常任委員会において、所管の政策課題に関する質問を関係理事者に対して行いました。その項目は、①労働者協同組合法の周知・啓発 ②中小企業のパワハラ対策強化 ③男性の育児休業取得促進 ④コロナ融資後の返済負担軽減 ⑤事業承継時の税負担軽減と経営者保証解除でした。その内、以下の3項目の質疑概要をご報告します。

労働者協同組合法の施行

Q 「労働者協同組合法」がこの10月に施行された。同法で規定された「労働者協同組合」は、労働者自らが資金を出し、話し合いながら共に法人格を認める制度であり、子育て支援といった地域課題解決の一助になると期待されている。府では、制度周知に向けて、どのように取組んでいるのか。

A 本年7月に労働者協同組合法に関するホームページを開設して広くPRに努めるとともに、同月、組合設立に関する専門の相談窓口を設置した。

また、8月には、府民や市町村職員等を対象として、法の趣旨を分かりやすく解説し、先進的な取組事例を紹介するセミナーを開催するとともに、10月には、厚生労働省と大阪府を含む近畿2府4県の共催による「労働者協同組合法周知フォーラム関西ブロック」を開催する。

中小企業のパワハラ対策

Q 本年4月から、改正「労働施策総合推進法」が施行され、中小企業においても、パワハラ発生時の迅速かつ適切な対応を図るため、相談窓口の設置等、「パワーハラスメント防止措置」を講じることが義務付けられたが、今後府として具体的にどのように支援していくのか。

A 本府では、中小企業がパワハラ対策を進めるため、啓発冊子「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」を800部作成し、市町村の窓口や啓発イベント等で配布するほか、ホームページにも掲載している。

また、企業からの求めに応じ、職員が出向いてパワハラ対策の研修を実施している。

▼大阪府議会ホームページ



詳しくは、大阪府議会「議会インターネット中継」から動画を配信しています。



男性の育児休業取得促進

Q 「育児・介護休業法」の改正により男性が育児休業を取得しやすくなったが、令和3年度の男性の育児休業取得率は、全国で男性が13.97%とまだまだかなり低い割合にとどまっている。府においては、これまでどのような取組みを行ってきたのか。

A 育児休業を正しく理解していただくため、必要な基礎知識をまとめた啓発冊子を15,000部作成し、市町村や商工会議所等を通じて企業に配布しているほか、9月には、企業の経営者や人事労務担当者を対象として、育児と仕事の両立支援や男性の育児休業をテーマにしたセミナーを2回開催した。



大阪府議会議員

三宅 史明
みやけ 史明

●プロフィール
公明党大阪府本部幹事会会長
〳 東淀川支部長
大阪府議会副議長
〳 商工労働常任委員会委員

・昭和29年9月大阪市生まれ
・上宮高校、創価大学法学部卒業
・東京都世田谷区役所、大阪府庁勤務を経て、平成7年大阪府議会議員選挙初当選、現7期
・区内北江口2丁目在住

●みやけ史明 府政相談事務所

お役に立ちます。お気軽にご相談を。

〒533-0013
大阪市東淀川区豊里6-29-7 久ービル7F
TEL 06-6370-1135
FAX 06-6370-2257
(平日:9:00~17:00)

